

定 款

公益社団法人 千葉県畜産協会

公益社団法人千葉県畜産協会定款

施行 平成25年4月1日

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人千葉県畜産協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、農業者等の畜産経営の運営改善、家畜改良、飼養管理、飼料の生産及び確保、畜産物の流通、畜産物の安全性の確保、家畜衛生の向上等の事業の推進により、もって畜産物の安定供給確保を目指すとともに、県土の利用・保全と併せて地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 畜産に関する講座、セミナー、育成等に関する事業
- (2) 畜産に関する体験活動等に関する事業
- (3) 畜産に関する相談、助言、苦情処理等に関する事業
- (4) 畜産に関する調査、資料収集等に関する事業
- (5) 畜産に関する技術開発、研究開発に関する事業
- (6) 畜産物の消費拡大キャンペーン、販売促進運動等に関する事業
- (7) 畜産に関する表彰、家畜及び畜産物共進会等に関する事業
- (8) 畜産に関するその他、生産振興、経営支援、防疫等に関する事業
- (9) その他前各号の事業を達成するために必要な事業

(区域)

第5条 この法人の区域は、千葉県を区域とする。

第2章 会 員

(法人の構成員)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般

財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した団体
- (3) 名誉会員 この法人の行う事業に関し深い学識を有する者又はこの法人に功労のあった者で、理事会が推薦し総会で承認されたもの

(会員の資格取得)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより入会申込書を会長（第13条3項に規定する会長をいう。以下同じ。）に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第8条 正会員及び賛助会員は、この法人の事業活動に充てるため、毎年総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員である団体が解散したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議により、これを除名することができる。

- (1) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- (2) この法人に対してなした犯罪により刑罰を科せられたとき。

2 会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員

(役員の設定)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事15名以上20名以内
 - (2) 監事2名以上4名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、5名以内を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会決議により選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第15条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行し、副会長は会長を補佐し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第16条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局職員（以下「職員」という。）に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第17条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。

- 3 理事又は監事は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期が満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第18条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の決議を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 理事及び監事に対して、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前各項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

(責任の免除又は限定)

第20条 理事及び監事の法人法第111条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 外部役員等との間で法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の額は、金10万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第4章 総会

(構成)

第21条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。
- 3 名誉会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

(権限)

第22条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 23 条 総会は、毎年度 6 月定時総会として開催するほか、必要がある場合に開催する。

- 2 前項の定時総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第 24 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は会長に対し、総会の目的である事項及び招集理由を示して総会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内に総会を招集しなければならない。
- 4 総会を招集するときは、正会員に対し、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面により、少なくとも開会の日の 1 週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2 週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数及び議決権)

第 26 条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開会することができない。

- 2 総会における議決権は、1 正会員につき 1 個とする。

(決議)

第 27 条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半

数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案の決議は、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が役員定数を上回る場合は、過半数の得票を得たものの中から得票数の多い順に定数枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第28条 総会に出席できない正会員は、法令の定めに基づき、あらかじめ議案として通知された事項について、書面をもって決議し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の適用については、その正会員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員の中から選任された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

(総会運営規則)

第30条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会運営規則による。

第5章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、前条第 2 項の規定により招集された理事会の議長は、招集した理事がこれに当たる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席して、その過半数をもって行う。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事全員が書面により同意の意思表示をしたときはその提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。ただし監事が異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 委員会

(委員会)

第 37 条 この法人に、事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 7 章 資産及び会計

(基本財産)

第 38 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産を、この法人の基本財産とする。

- 2 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 39 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 この法人の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告する。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 41 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、貸借対照表、損益計算書、貸借対照表及び損益計算書の附属明細書及び財産目録を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、事業報告、貸借対照表、損益計算書及び財産目録を定時総会に提出し、事業報告についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の規定により承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 42 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(借入金)

第 43 条 この法人は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還する一時借入金をすることができる。

2 この法人は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、総会の決議を経て、資産の額を限度として、長期借入金をすることができる。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、総会の決議によって変更できる。

(解散)

第 45 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 46 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 47 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 事務局

(設置等)

第 48 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を経て、会長が任免し、職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会承認を経て、会長が別に定める。

(公告の方法)

第 49 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 補 則

(委任)

第 50 条 この定款に規定するもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事（会長）は森英介とし、副会長は奥澤捷貴、磯野光彦、明智忠直、菅澤勝則、堀江光洋、業務執行理事（専務理事）は新城恒二とする。
- 3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 39 条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始の日とする。
- 4 この規則の改正は、平成 27 年 6 月 22 日から施行する。
- 5 この規則の改正は、平成 29 年 6 月 26 日から施行する。
- 6 この規則の改正は、令和元年 6 月 24 日から施行する。

